

令和 7 年度 三郷中学校部活動地域移行実証事業業務委託 仕様書

1. 目的

本業務においては、奈良県が令和 5 年度から令和 7 年度末までを部活動地域移行についての改革集中期間とし、休日の中学校部活動の地域連携又は地域移行を完了することを目標に「中学校において令和 8 年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性を定めて、取組を進めていることに伴い、本町においても令和 8 年度の地域クラブ活動等への移行に向け、生徒の部活動を通しての成長を妨げることなく、また学校の働き方改革を進めていく上で、教職員の負担軽減及び地域の活性化を図るとともに、子どもたちが成長し、将来にわたりスポーツや文化活動に親しむ機会を確保するため実施する。

2. 履行場所

三郷町立三郷中学校内（三郷町立野北 1 丁目 3－1）、
大会・試合及び練習試合等の会場・学校等

3. 契約期間

契約締結から令和 8 年 2 月 27 日まで

4. 前提条件

本事業の実施にあたっては、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や本町の「三郷中学校に係る部活動の方針」の内容を遵守すること。

5. 業務内容

- ① コーディネーター及び部活動の指導者（以下、指導者とする。）の配置に関する業務
 - ・全体の責任者（コーディネーター）等の選任及び配置に関すること。

- ・部活動指導に必要な知識・経験を有する指導者の配置に関すること。
- ・指導者の大会や試合運営の協力に関すること。
- ・指導者の能力向上に係る研修等に関すること。
- ・指導者の管理に関すること。

② 活動計画の作成及び全体調整等運営に関する業務

- ・本事業全体の計画作成、連絡調整、進捗管理、資料作成、報告書作成に関すること。
- ・安全管理体制に関すること。
- ・本事業の実施に当たっての活動場所の調整に関すること。

※上記の報告書等のうち、都度提出する必要がある書類は、原則電子メールで提出し、業務完了後は、三郷町教育総務課（以下、「町」とする。）及び三郷中学校（以下、「学校」とする。）に、データＣＤ及びファイルにまとめて提出すること。

③ 関係者等への調整・支援に関する業務

- ・本事業についての周知と説明に関すること。
- ・本事業の成果、課題の検証・報告に関すること。
- ・運営に係る費用（コーディネーター及び指導者への謝金や交通費等を含む会計管理等）に関すること。
- ・持続可能な体制づくりにおける提案及び支援に関すること。

6. 業務内容の詳細

① 実証する部活動の種目及び実証期間等

部 活	参加予定人数	時 期	平 日	土・日・祝
バレーボール部 (男子)	19人	令和7年10月14日 ～12月末	○	○
卓球部 (男子)	36人			
ソフトテニス部 (女子)	15人	令和7年10月14日 ～12月末	—	○

○：実施、—：実施しない

② 実施時間

平 日：水曜日を除く、月～金曜日の１５：４５頃～１７：３０頃

活動時間：２時間程度、準備時間等：１時間程度（※）

全部活動合計：６８回（２０４時間）

休日等：土、日及び祝日の午前若しくは午後

活動時間：３時間程度、準備時間等：１時間程度（※）

全部活動合計：１５回（６０時間）

※活動時間以外に準備、片付け、休憩時間、下校指導で１時間程度を含めるものとする。

③ 大会・試合及び練習試合について

全部活動合計：１８回（１４４時間）

※１回あたり最大８時間（移動時間を含む）。

※大会・試合及び練習試合は原則として現地集合・現地解散とするが、試合等の内容により引率が必要な場合もある。

※生徒の参加に係る交通費は保護者負担とする。

※練習試合の日程調整は、指導者が行うものとし、学校の顧問教員はそれについて協力するものとする。

④ その他

- ・コーディネーター若しくは指導者は、活動開始前に指導内容及び指導方法について中学校の顧問教員と打合せを行うこと。又、活動実施期間における活動計画（活動日時、場所、休養日、大会・試合及び練習試合等）を作成し、原則実施の１週間前には、町及び学校へ提出し承諾を得ること。

- ・指導者は車（私有車）通勤を可とする。

- ・指導者の更衣室は中学校が指定する場所とする。

- ・練習日時や内容について、実施１週間前までに学校が指定する顧問教員の承諾を得ること。

- ・実施に必要な用品で学校にあるものは、学校から提供を受けること。ただし、事前に学校と協議をすること。

- ・大会・試合及び練習試合等で、指導者が道具等運搬するにあたり、教育委員会所有の公用車の使用を可とする。ただし、事前に町と協議を

すること。

・学校施設の鍵等について、学校の指示に従い、適切に管理すること。

※②、③に記載の回数や時間について、実施が全体の9割に満たない場合は、町と協議をすること。なお、協議の結果、契約金額が減額となる場合がある。

7. 業務上の留意事項

- ① 生徒への安全対策について、実証期間中は、スポーツ振興センターの保険に加入若しくは未加入の生徒が混在する状態となるため、保険に係る事象等が起きた場合は速やかに町及び学校に連絡をし、その指示に従うこと。
- ② 保護者等への連絡手段としては、既に構築されている一斉メール配信機能（ミマモルメ）を使用しても良いものとする。
- ③ 差別的な発言や偏った思想、各種ハラスメントが無いようにすること。
- ④ 実施について、生徒及び保護者に対し、交通費を除き、一切の費用が発生しないようにすることとし、それを促すような発言、勧誘等を禁止する。
- ⑤ 会計関係帳簿及び証拠書類を整備し、本業務に係る経費等を明確にすること。
- ⑥ 受託者は、第三者に対して本業務を包括的に委託し、又は請け負わせることはできない。
- ⑦ 下記に掲げる内容については速やかに町及び学校へ報告すること。
 - ・実施期間中に事故や参加生徒の傷病等が生じた場合。
 - ・業務の履行にあたり、学校及びその他の施設又は物品等を滅失・き損した場合。
 - ・保護者等からの問い合わせや相談、要望等があった場合。
 - ・上記以外で情報共有や意思疎通等が必要である場合。
- ⑧ コーディネーターや指導員の交代要請があった場合は、町及び学校と協議をすること。

8. 個人情報の取扱い

受託者は、本事業の運営にあたり知り得た個人情報については、三郷町個人情報の保護に関する法律施行条例に拠るものとする。

9. 特記事項

- ① 本事業に係る成果物等の著作権、所有者等の権利は全て町に帰属するものとする。
- ② 本事業の実施においては、町及び学校との連携を密にすること。
- ③ 受託者は、本事業により知り得た情報等は、本事業においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏えいしてはならない。本事業の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ④ 本事業に関する内容は、町の許可なく外部に公表しないこと。
- ⑤ 受託者の責任に起因する問題が発生した場合、受託者は自らの責任においてこれを解決すること。
- ⑥ 本事業の履行にあたり、契約書、仕様書及び町から提出された資料等に明記されていない事態が発生した場合は、受託者と町が協議するものとする。

10. 検査及び支払い

町は、受託者が提出した業務完了報告書等を検査した後、別途、受注者からの請求書の提出に基づき代金を支払うものとする。